

旭川医科大学病院院内がん登録実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和元年8月7日病院長裁定)

旭川医科大学病院院内がん登録実施細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院院内がん登録実施細則（平成20年6月11日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第3条（略） （院内がん登録の専任者） 第4条 腫瘍センター情報管理部門に、院内がん登録に携わる専任者を置く。 2 前項の院内がん登録の専任者は、病院事務部<u>経営企画課</u>の職員をもって充てる。 第5条～第9条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 所掌事務の変更に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第3条（略） （院内がん登録の専任者） 第4条 腫瘍センター情報管理部門に、院内がん登録に携わる専任者を置く。 2 前項の院内がん登録の専任者は、病院事務部<u>医療支援課</u>の職員をもって充てる。 第5条～第9条（略）</p>